



平成27年4月14日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 八木 誠
(コード：9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 松田 善和
T E L 06-6441-8821

高浜発電所3、4号機運転差止仮処分の決定について

本日、福井地方裁判所において、高浜発電所3、4号機の運転差止めを求める仮処分命令申立てについて、これを認めるとの決定がなされましたので、お知らせいたします。

1. 仮処分命令の決定がなされた日

平成27年4月14日

2. 仮処分命令の決定がなされるに至った経緯

福井県等の住民ら9名が、当社の高浜発電所3、4号機および大飯発電所3、4号機の運転差止めを求め、平成26年12月5日、福井地方裁判所に対し仮処分命令の申立てを行いました。平成27年1月28日と3月11日の2回、審尋期日が行われ、このうち、高浜発電所3、4号機について、本日、住民らの申立てを認めるとの決定がなされたものです。

3. 仮処分命令の決定の内容

高浜発電所3、4号機を運転してはならない。

4. 今後の見通し

高浜発電所3、4号機は、新規制基準の適合性審査会合等で、当社が科学的・技術的観点から安全性についての説明を重ねてきた結果、平成27年2月12日、原子力規制委員会より原子炉設置変更許可をいただいているプラントです。

福井地方裁判所において、平成26年12月5日に仮処分の申立てがなされて以降、当社は、申立ての却下を求めるとともに、審査会合の中でご説明してきた内容も含め、発電所の安全性が確保されていることについて、科学的・専門的知見に基づき具体的に主張・立証してきました。

さらに、当社は、慎重かつ充実した審理を行っていただくよう福井地方裁判所に対し強く求めてきましたが、同裁判所は、合理的な理由なく3月11日に審理を終結し、本日、仮処分命令申立てを認める決定を下しました。

当社として、本決定について、当社の主張を理解いただかず、誠に遺憾であると考えており、到底承服できるものではありません。

当社は、決定文の詳細を確認のうえ、速やかに不服申立ての手続きを行い、再稼動に向けたプロセスへの影響を最小限に留めるべく、早期に仮処分命令を取り消していただくために、今後も高浜発電所3、4号機の安全性の主張・立証に全力を尽くしてまいります。

なお、高浜発電所3、4号機については、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査を受けているところであり、稼動していないため、本件仮処分の決定による業績に与える影響を見積ることができない状況です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(平成27年1月30日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成27年3月期)	百万円 3,440,000	百万円 △100,000	百万円 △135,000	百万円 △161,000
前期連結実績 (平成26年3月期)	百万円 3,327,484	百万円 △71,711	百万円 △111,326	百万円 △97,408